

女性の職業生活における活躍推進に関する
法律に基づく特定事業主行動計画

令和3年4月
館林地区消防組合

はじめに

現在、自らの意思によって、職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍することが一層重要となっていることに鑑み、女性の職業生活における活躍を推進し、もって、男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。）（以下「法」という。）」が成立しました。

法第15条に基づき、国の各府省や地方公共団体は「特定事業主」として、女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用と、性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮をし、職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境整備により、円滑かつ継続的な両立を可能とし、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重される環境を整備するための計画（特定事業主計画）を策定することとされています。

館林地区消防組合としても「館林地区消防組合女性の職業生活における活躍推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画策定・実施委員会（以下「委員会」という。）」を設置し、会議及び調査等を行い、その結果を踏まえ「館林地区消防組合女性の職業生活における活躍推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）」を館林地区消防組合管理者及び館林地区消防組合消防長が策定し、今回計画策定後5年を経過したことから、見直しを行いました。

今まで以上に職員の皆さん一人ひとりが本計画を自分自身にかかわるものとならえ、女性の職業生活における活躍の推進を強く認識し、お互いに助け合ってより働きやすい職場にしていきたいと思います。

令和3年4月

館林地区消防組合管理者
館林地区消防組合消防長

1. 計画期間

本計画の期間は、平成28年4月1日から令和8年3月31日までの10年間とする。計画策定後5年が経過したことから、今回実状に応じた改定を行う。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

館林地区消防組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、委員会を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について会議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、委員会において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げる。

(1) 消防職員に占める女性職員の割合

令和7年度までに、消防職員に占める女性職員の割合を平成27年度実績（1.6%）より1.4%引き上げ3.0%以上にする。

(2) 採用した消防職員に占める女性職員の割合

令和7年度までに、採用した職員に占める女性職員の割合を平成27年度実績（11.1%）より3.0%引き上げ14.1%以上にする。

(3) 平均した継続勤務年数の男女の差異（離職率の男女の差異）

男女の差異を極力無くすよう女性活躍推進委員会が本計画の取組及び評価について協議する。

(4) 消防職員一人当たりの各月ごとの超過勤務時間

消防職員の超過勤務時間の月平均超過勤務時間を平成27年実績（16.1時間）から2割以上縮減し、12.9時間以下にする。

(5) 管理的地位にある消防職員に占める女性職員の割合

令和7年度までに、管理的地位にある消防職員に占める女性職員の割合を平成27年度実績（0.5%）より0.5%引き上げ1.0%以上にする。

(6) 男女別の育児休業取得率及び平均取得期間

令和7年度までに、男性消防職員の育児休業取得率を平成27年実績（0.0%）より1.0%引き上げ1.0%以上にし、男性消防職員の育児休業平均取得期間を平成27年実績（平均0.0日）より平均30.0日引き上げ平均30.0日以上にする。

令和7年度までに、女性消防職員の該当者に対する育児休業取得率を平成27年実績（0.0%）より100.0%引き上げ100.0%にし、女性消防職員の該当者に対する育児休業平均取得期間を平成27年実績（平均0.0日）より平均365.0日引き上げ平均365.0日以上にする。

(7) 男性消防職員の配偶者出産休暇及び男性消防職員の育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

令和7年度までに、男性消防職員の配偶者出産休暇率の平成27年実績（100.0%）を維持し、男性消防職員の配偶者出産休暇平均取得日数を平成27年実績（平均2.9日）より平均0.1日引き上げ平均3.0日にする。

令和7年度までに、男性消防職員の育児参加のための休暇取得率の平成27年実績（100.0%）を維持し、男性消防職員の育児参加のための休暇平均取得日数を平成27年実績（平均3.0日）より平均1.0日引き上げ平均4.0日以上にする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、委員会において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げる。

(1) 目標

令和7年度までに、消防職員採用試験受験者の女性割合を平成27年度実績（6.6%）より13.4%引き上げ20.0%以上にする。

(2) 取組内容

- ア 女性が活躍できる職場であることをホームページ等で広報する。
- イ 子育て中の職員でも昇任試験を受験しやすいよう、実施日の変更等、柔軟な運用を行う。
- ウ 育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する連絡体制の確保等の必要な支援を行う。
- エ 育児休業等の両立支援制度を利用したことによって、昇格・昇任に不利益とならないようにする。